

出生したとき

※住所が南区以外の場合は、住所地の
市区町村へお問い合わせください。

区役所等で行う主な手続きをご案内します。
このほかに手続きが必要な場合もあります。

子どもが生まれたら

南区役所(南区真駒内幸町2丁目)
TEL582-2400 FAX582-6867
南保健センター(南区真駒内幸町1丁目)
TEL581-5211 FAX582-4564
HP→<http://www.city.sapporo.jp/minami/>

□ 出生届の提出

〔持ち物〕

・出生証明書 ・母子手帳

※生まれた日から14日以内に届出してください。

□ 出産連絡票(はがき)の提出

※お忘れの方はなるべく早く郵送もしくはご持参ください。

生まれたお子さんの個人番号通知書(マイナンバーをお知らせする通知書)は、2~3週間後に簡易書留で住民票上のご住所に郵送されます。なお、出生届と同時にマイナンバーカードの特急発行申請をされた場合は、マイナンバーカードと個人番号通知書が、1~2週間後に簡易書留・速達で住民票上の住所に郵送されます。

住民票コードの通知は、住民登録が南区の場合、数日後に南区役所から普通郵便で郵送されます。

1階①番

戸籍住民課 戸籍係

TEL582-4724

または

南保健センター3階

健康・子ども課 地域保健

一・二係 TEL581-5211

<以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は、忘れずに手続きしましょう。>

国民健康保険のこと

※ 社会保険や共済保険に加入している方は、勤務先へ。

※ 社会保険の任意継続をしている方は、加入している健康保険の事務所へ。

- 国民健康保険加入世帯での出生で、その子どもがほかの健康保険の適用を受けない場合

国民健康保険の加入届

〔持ち物〕

・国保の資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか

- 国民健康保険に加入している方で出産された方

出産された方の保険料軽減届

〔持ち物〕

・母子手帳

- 国民健康保険に加入している方

出産育児一時金の申請

2階⑥番

保険年金課 保険係

TEL582-4772

2階⑦番

保険年金課 給付係

TEL582-4770

※直接支払制度を利用しない場合や、出産費用が出産育児一時金支給額(50万円)を下回った場合のみ対象で、手続きには医療費の領収書等が必要

国民年金のこと

□ 国民年金に加入している方(第1号被保険者) → 産前産後期間の免除申請

□ 障害基礎年金を受給している方 → 子の加算手続き

2階⑧番

保険年金課 年金係
TEL 582-4786

※詳細については、担当窓口におたずねください。

子どもを養育している方のために

□ 18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの子どもを養育している方

児童手当の申請

※出生日の翌日から15日以内

※ 出生日の翌日から15日以内に申請してください。認定請求日を基準として支給が決定され、認定請求日の翌月分の手当から支給対象になります。

※ 申請が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

※ 公務員の方はお勤め先での申請になりますが、民間企業へ派遣された公務員や、独立行政法人・国立大学法人にお勤めの場合等、勤務先から支給されない方は区役所での申請が必要です。詳細は担当窓口へおたずねください。

2階③番

保健福祉課 福祉助成係
TEL582-4741

□ 離婚、婚姻によらない出生、もしくは配偶者が死亡・重度障がい・生死不明などの場合に、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している母親・父親または養育者の方

児童扶養手当の申請(ひとり親等のとき)(所得制限があります)

※ 出生日の属する月内に申請してください。申請はご本人にしてくださいが原則となります。

※ 詳細については担当窓口におたずねください。

- 政令に規定する障がいの状態にある
20歳までの子どもを監護している方

特別児童扶養手当の申請(障がいのあるお子さんを出産された場合)
(所得制限があります)

〔持ち物〕

- ・診断書(省略できる場合あり。発行後2ヶ月経過していないもの)
- ・戸籍全部事項証明(戸籍謄本。発行後1ヶ月経過していないもの)
- ・申請する方の預金通帳

2階③番

保健福祉課 福祉助成係
TEL582-4741

※ 所得制限については担当窓口
におたずねください。

子どもの医療費助成のこと

- 子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成の申請
(所得制限があります)

〔持ち物〕

- ・公的医療保険情報を確認できるもの
お持ちでない方は担当窓口にご相談ください。
- ・すでに医療費を支払った場合は、領収書と保護者等の預金通帳
- ・以前にお住まいの市町村発行の所得課税証明書が必要な場合があります。詳細については担当窓口へおたずねください。

※ひとり親家庭等医療費助成の申請については、他にも書類が必要となる場合があります。児童扶養手当の申請と関係がありますので、まずは担当窓口にご相談ください。

2階③番

保健福祉課 福祉助成係
TEL582-4741

※ 所得制限については担当窓口
におたずねください。

家庭ごみ処理手数料の減免制度のこと(指定ごみ袋を一定枚数配布します。)

出生届を提出した翌月の中旬ごろに、自動的に、交付枚数や交付場所等を記載した引換券を郵送しますので、指定の交付場所(引換券にお近くの郵便局をご案内しております)で指定ごみ袋とお引き換えください。

お問い合わせ先:環境局環境事業部循環型社会推進課(TEL211-2912)

SAPPORO

作成: 南区役所 (令和8年4月発行)